

佐倉市 農業委員会だより

第85号 平成29年1月

発行 佐倉市農業委員会
〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町97
TEL 043-484-6285(直通)
佐倉市ホームページ
(<http://www.city.sakura.lg.jp>)



数十年耕作がされず、山林化した畑

主な内容

- 農業委員会会長あいさつ……………2頁
- 農業委員会法の改正……………2頁
- 農地中間管理機構……………3頁
- 遊休農地の利用促進……………3頁
- 農業者年金のお知らせ……………4頁
- 農地台帳の管理……………4頁
- 全国農業新聞のお知らせ……………4頁



カムロちゃん

(今年は酉年なのじゃ! 佐倉・城下町
400年記念イメージ・キャラクター)

農業委員会会長挨拶

会長 三門 増雄



新年あけましておめでとうございます。皆様方には平成二九年の輝かしい新春を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。日頃から当委員会活動に対しまして、農家の皆様はもとより関係機関の皆様方に深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選任方法が変わる他、農業委員会の業務は担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入者への促進に重点を置くことが明確にされました。

これらを踏まえ、当農業委員会では、農業委員としての自覚と責任を持って、農業者の代表としての役割を再認識し、かけがえのない農地や後継者を守り、耕作放棄地の解消を図りながら、地域農業の発展に向け、引き続きがんばっていききたいと思います。

今後につきましても、皆様の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

農業委員会等に関する法律が改正されました。

平成28年4月1日施行の主な改正点は次のとおりです。

○農業委員の選出方法等の変更

- ・市長の任命制（7月19日の選任から）従前の選挙による選出から、市議会の同意を得て、市長が任命します。（市長は、あらかじめ委員候補者について地域からの推薦を求め、また募集を行います。）
- ・農業委員の過半は、原則として認定農業者になります。
- ・議会推薦・団体推薦による選任は廃止されます。

○農業委員会の事務の重点化（農地利用最適化の推進）

- ・従来からの許認可業務等に加え、農地利用の最適化が重要な事務として位置づけられました。

○「農地利用最適化推進委員」の新設

- ・各地区において農地等の利用の最適化の推進活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設けられます。（平成29年7月20日から）農業委員会が委嘱します。
- ※今後は、農業委員の一般選挙は行われません。※現在の農業委員は、法律の経過措置により、任期満了（平成29年7月19日）まで在任します。

農地を貸したい方と、借りたい方を募集しています。!

「農地中間管理機構を活用しましょう。」

農地を貸したい方(出して) → 農地中間管理機構 → 農地を借りたい方(借りて)

・規模縮小・農地相続 (公益社団法人千葉県園芸協会) ・規模拡大・新規参入

農地中間管理機構では、農業経営の縮小やリタイアする方などから農地を借り受け、地域の担い手となる農家に貸し出す農地中間管理事業を行っています。この事業を利用して農地を借りたい方、貸したい方はご相談ください。

制度の詳細に関しては(公社)千葉県園芸協会(TEL223-3011)まで

遊休農地の利用促進をお願いします。



数十年耕作がされていない水田

農地法において、農地所有者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務があることが規定されています。

現在、市農政課と協力し、遊休農地解消の取り組みを進めています。

様々な事情で耕作を続けるのが難しく、農地の維持管理が困難で貸付・譲渡を希望される場合は、地元の農業委員または、市農政課、農業委員会事務局までご相談ください。

遊休農地は、雑草雑木の繁茂や害虫が発生し、周辺で耕作をしている農業者に迷惑を及ぼすこととなりますので、農地所有者においては、責任を持って管理し、他人に迷惑を及ぼさないようにしてください。

農業者年金に加入しませんか

老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心！

●加入要件

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

●保険料は、月額2万円から6万7千円まで自由に選択できます。

●積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い年金です。

●認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、国が保険料を一定の割合で負担する制度もあります。

●年金は終身受給できます。加入者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る予定であった年金を遺族が受け取ることができます。

加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199
ホームページ：<http://www.nounen.go.jp>

農業委員会では農地台帳を管理しています。

農地台帳は、所有農地及び小作地等を把握し、各種証明書の発行等農業委員会業務全般の基礎となるものです。農地法等の許可を得た農地の移動や貸借について農業委員会で台帳の整理を行います。また相続等によって農地を取得した人は農地のある農業委員会に届出が必要です。その他土地の分筆や世帯の変更などがあった場合には、ご本人からの申告をお願いします。特に認定農業者等の方については経営規模面積等を正確に把握する必要がありますので、ご協力をお願いします。

全国農業新聞を購読しよう

全国農業新聞は、農業経営に役立つ農業総合専門誌として、高い評価を受けています。毎週金曜日発行で、購読料は月700円（税込）です。

購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130

